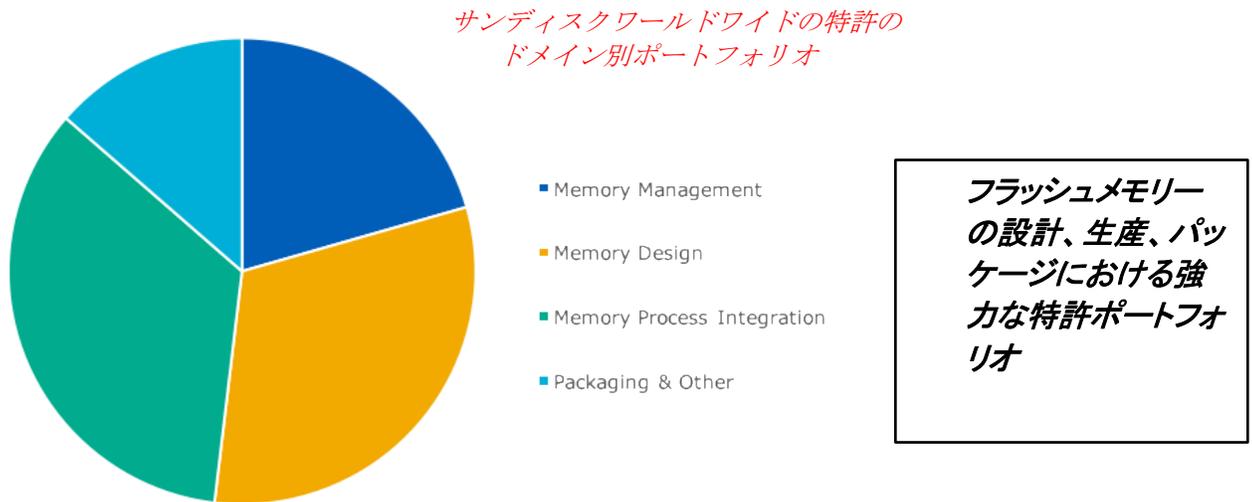


※本資料は米国にて 10 月 10 日に公表した Q&A 集の抄訳版です。

1. ウエスタンデジタル/サンディスクは NAND フラッシュメモリーに関連するどのような知的財産を所有していますか。また現時点でどの知的財産がウエスタンデジタル/サンディスクの合併事業(JV)へ貢献していると言えますか。
  - a. JV で生産される NAND フラッシュメモリーは、サンディスクが有する特許技術を使用しています。下図は、サンディスクの特許をドメイン別に示したものです。
  - b. サンディスクは、東芝メモリ株式会社(TMC)に譲渡された東芝のすべての特許を含め、半導体およびフラッシュ・システムに関する東芝のすべての特許に対するライセンスを得ています。



2. サンディスクの知的財産は JV の成功にとってどのくらい重要ですか。
  - a. サンディスクの知的財産のポートフォリオは、長年にわたり、その強さと重要性において高く評価されています。実際、サンディスクの知的財産ポートフォリオは JV 設立における重要な要因でした。
  - b. サンディスクの知的財産ポートフォリオは、2012 年から連続して米国電子電気技術者協会(IEEE)により半導体業界「トップ 10」にランクされています。また「iRunway レポート」では、サンディスクは半導体メモリーに関する独創的で影響力の強い特許を最も多く有しているとされています。
  - c. サンディスクの特許の過半はフラッシュメモリーの設計と生産に関するものです。
  - d. 東芝を別にすれば、サンディスクは NAND 製品の大半についてロイヤルティが発生するライセンス契約を有しており、このことも、サンディスクの知的財産ポートフォリオの重要性と強さを示しています。
  - e. サンディスクは、TMC の米国特許のおよそ 2 倍に相当する 4,000 件以上のフラッシュメモリー関連の米国特許を有しています。

3. 東芝が自身の知的財産を JV の外に持ち出して、ベインキャピタルや他の第三者の知的財産と統合し、新たな JV を設立することを阻止する手段はあるのでしょうか。
  - a. 東芝がサンディスクと東芝の JV にて開発あるいは生産された BiCS またはその他の NAND フラッシュメモリーを他社と共同で生産することは、契約上禁止されています。
4. サンディスクは JV に対してどのような貢献をしていますか。サンディスクが JV の成功に欠くことのできない存在である理由は何でしょうか。
  - a. 当社は、JV による技術開発と JV 運営に不可欠なおよそ 700 名の従業員を日本に擁しており、彼らは東芝のメモリー部門と積極的に連携しています。それに加え、世界中で 1,000 名の従業員が JV に直接貢献する開発業務に携わっています。
  - b. これらの従業員は、アーキテクチャー、プロセス要素技術開発、プロセスインテグレーション、デバイス開発、メモリー設計、製品技術およびテスト技術、信頼性技術などを含め、川上から川下に至る全ての NAND 技術開発・生産に従事しています。
  - c. JV での NAND 開発の歴史を通じて、独創的かつ基本的な知的財産がサンディスクにより開発され、NAND フラッシュメモリーの生産において適用されてきました。
  - d. サンディスクは、JV で生産されるおおよそ半分の NAND メモリーチップの設計を行っています。サンディスクは、たとえばマルチレベルセル (MLC)、トリプルレベルセル (TLC)、クワッドレベルセル (QLC) などの高度な技術進歩をもたらした画期的な設計およびシステム・イノベーションを担ってきました。
5. 2017 年 8 月に東芝が発表しましたが、東芝はサンディスクの参加なく単独で第 6 製造棟にて NAND メモリーを生産できるのでしょうか。
  - a. いいえ、できません。東芝は、8 月に発表したような第 6 製造棟で単独投資を行う権利を有していません。
  - b. このため、サンディスクは共同で投資を行う権利を保護するための仲裁申立てを行いました。
6. 第 6 製造棟に関する東芝の一方的な発表についてウエスタンデジタルはどう考えますか。なぜ東芝はそのような発表を行ったのでしょうか。
  - a. ウエスタンデジタルは、東芝が第 6 製造棟からサンディスクを排除すると脅迫して、サンディスクが同意権を放棄するよう強要しようとしていることが仲裁裁にて明らかになると考えています。
  - b. 新製造棟への投資では、建屋建設が何期かにわけて実施され、さらにそれに応じて複数回の設備投資が実施されることを忘れてはなりません。東芝が 8 月に発表した投資は初回投資に限定されるもので、第 6 製造棟の想定投資額の 10% にもなりません。
  - c. さらに、東芝が計画する第 6 製造棟への初回投資は JV ではなく東芝が直接所有する生産能力に関するものです。いずれ東芝は第 6 製造棟において JV の生産能力のかなりの部分を 2D から 3D NAND にに転換しなければならず、JV への設備投資はサンディスクと共同で実施しなければなりません。

7. サンディスクが第 6 製造棟への設備投資に参加できなかった場合、ウエスタンデジタルはどのような計画を考えていますか。またその決断はいつなされるのでしょうか。
  - a. 上述の通り、JV が第 6 製造棟を利用しないという可能性は極めて低いと考えられます。
  - b. 現在、ウエスタンデジタルは第 6 製造棟の JV による利用に関して東芝と協議中です。
8. ウエスタンデジタルは 2018 暦年以降の JV からの NAND の供給を確保できているのですか。
  - a. JV は 2029 年までウエスタンデジタルに NAND を供給すると見込まれます。
  - b. 第 6 製造棟の主たる目的は、四日市における JV の既存のウェーハ生産能力の次世代技術への転換に必要な設備を導入するためのクリーンルームスペースの確保にあります。
  - c. JV 契約に基づき、2019 暦年のビット成長率は、第 6 製造棟への初期投資に関わらず長期的な成長率の目標である 35~45%の範囲に達するものと確信しています。
9. 仲裁裁がどのような結果となってもペイン・SK ハイニックス連合への譲渡を完了できるとの東芝の主張に対して、ウエスタンデジタルはどのように対応する考えですか。
  - a. 例えば、東芝の JV 持分、経営権、JV 契約に基づく契約上の権利、四日市工場で生産された製品の供給を受ける権利を含め、東芝が JV に対する権益をサンディスクの同意を得ずに譲渡することはできないことは JV 契約に明確に定められています。
  - b. 東芝は、当社による仲裁申立ては、東芝による JV 持分の譲渡を差し止めることのみを目的としており、従って東芝は仲裁裁で敗れても譲渡を完了させるという考えを示唆しています。東芝は、仲裁裁がサンディスクの同意のない JV のいかなる権益の譲渡も差し止めることを目的としていることを無視しています。東芝は、JV の経営権や指揮命令権など JV における他の権益をすでに譲渡しているため、もしサンディスクが勝てば譲渡を完了することができません。
  - c. 仲裁手続きにおける最優先事項としてまずサンディスクは、仲裁の最終判断が下されるまでの間、東芝が TMC の売却またはその他の手段により東芝の持つ JV 持分の全てまたは一部をサンディスクの同意を得ずに譲渡することを防ぐ旨の暫定的な差止めによる救済を求めます。そのうえで、ウエスタンデジタルは終局的な差し止めを求めていきます。
10. ペインは最近行った記者会見で、ウエスタンデジタルとの係争の解決が望ましいとの考えを示しましたが、ペインはウエスタンデジタルに接触してきていますか。
  - a. いいえ、ペインからウエスタンデジタルへの接触はありません。現在、ペインとは何の協議も行っていない。
11. サンディスクの同意権はエクイティに限定されているのではありませんか。
  - a. いいえ、違います。サンディスクの同意権は、東芝の持つ JV の単なるエクイティ以上の持分の譲渡にも適用されます。例えばエクイティに加えて、経営権、指揮命令権、四日市工場で生産された製品の供給を受ける権利を含む JV 契約に基づく契約上の権利など、同意権は JV に関わる「あらゆる権益」に適用されます。

- b. JV の「エクイティ持分」を除く、JV の全ての権益をベイン・SK ハイニックス連合に譲渡できるという東芝の説明は、非論理的です。「エクイティ持分」は JV の経営に絶対不可欠なものであり、JV パートナーの同意なく譲渡することのできない JV 権益の一例として JV 契約に「エクイティ持分」が明記されているのもそのためです。
12. ベイン・SK ハイニックスコンソーシアムは、ウエスタンデジタルが含まれていないという点を除けばウエスタンデジタルが同意したコンソーシアムと変わらないとする東芝の主張に対して、ウエスタンデジタルはどのような立場を取りますか。
- 東芝の主張は誤っています。これら 2 つのコンソーシアムは大きく異なるものです。
  - ベイン・SK ハイニックスコンソーシアムには、ウエスタンデジタルと競合する 3 企業、すなわち SK ハイニックス、シーゲート、キングストンテクノロジーが含まれます。さらに、ウエスタンデジタルの重要顧客であるアップルやデルもこのコンソーシアムに参加しています。ウエスタンデジタルが支持した KKR/INCJ/DBJ コンソーシアムには、競合他社、顧客のいずれも参加していません。
13. 東芝のベイン・SK ハイニックスコンソーシアムへの譲渡は支配権の変更に該当するにもかかわらず、なぜサンディスクの同意が求められるのですか。
- 支配権の変更によるサンディスクの同意権に関する例外は、東芝そのものの支配権に変更があった場合にのみ適用されるものです。東芝の一子会社である TMC の支配権の変更には適用されません。
14. 東芝はベイン・SK ハイニックスコンソーシアムへの売却はウエスタンデジタルによるサンディスク買収と何ら変わらないと主張していますが何故ですか。
- ウエスタンデジタルによるサンディスク買収と東芝によるベイン・SK ハイニックスコンソーシアムへの TMC 売却とを同列に扱う東芝の対比は無意味なものです。ウエスタンデジタルは 2016 年にサンディスクの全てを取得し、サンディスクは今日に至るまで東芝の JV パートナーであり続けています。東芝は、これまでサンディスクの買収に対するいかなる同意権も主張していません。
  - これに対して、ベイン・SK ハイニックスコンソーシアムは東芝の全てを取得するのではなく、東芝から分社化されたメモリー事業だけを買収しようとしているのです。
15. サンディスクはすでに同意しているという東芝の主張についてどう考えますか。
- そうした主張は事実無根であり、法的な根拠もありません。ウエスタンデジタルは、仲裁裁によりこうした主張に対する反証が明らかにされると考えています。
  - JV エクイティは TMC から東芝に再度譲渡されたと東芝は説明しています。にもかかわらずそれ以降も、東芝はサンディスクに同意を強要しようとしており、こうした主張が無効であることを東芝自身が認識していることを示唆しています。
16. 仲裁手続の次のステップは何ですか。仲裁判定はいつ下される見通しですか。

- a. ウエスタンデジタルは、サンディスクが 2017 年 5 月 14 日、2017 年 7 月 5 日および 2017 年 9 月 20 日に ICC 国際仲裁裁判所において開始した仲裁裁でサンディスクにとって望ましい判定が下されることを引き続き確信しています。
- b. 各仲裁案件は、米カリフォルニア州サンフランシスコにて仲裁手続が行われた後、3 名の公正な仲裁人からなる仲裁廷により判断されます。2017 年 10 月 5 日、ICC 国際仲裁裁判所は、5 月 14 日および 7 月 5 日に開始された仲裁について 3 名からなる仲裁パネルを承認しました。2017 年 9 月 20 日にサンディスクが行った仲裁申立てに対する東芝の返答期限は 10 月 25 日です。
- c. サンディスクは、暫定的な差し止めによる救済を求めることを考えており、サンディスクによる申立てに対する決定は早ければ 2018 年初めにもなされるものと想定しています。その後、両当事者が仲裁廷に主張書面を提出する期間が設けられます。本件のように複雑な国際仲裁は、2 年以上の期間を要することが多いことを考慮すると、最終的な仲裁判定は 2019 年まで下されない可能性があります。

## Forward-Looking Statements

These materials contain certain forward-looking statements, including statements concerning the JVs, intellectual property related to and NAND produced through the JVs, investments in and utilization of Fab 6, SanDisk's rights under the JV agreements and its actions to protect such rights, ongoing proceedings with respect to those rights and potential outcomes with respect to those proceedings, Toshiba's announced transaction with a consortium led by SK Hynix Inc. and Bain Capital, and Western Digital's or SanDisk's views and actions in response to Toshiba's announced transaction. There are a number of risks and uncertainties that may cause these forward-looking statements to be inaccurate including, among others: uncertainties with respect to the company's business ventures with Toshiba; volatility in global economic conditions; business conditions and growth in the storage ecosystem; impact of competitive products and pricing; market acceptance and cost of commodity materials and specialized product components; actions by competitors; unexpected advances in competing technologies; our development and introduction of products based on new technologies and expansion into new data storage markets; risks associated with acquisitions, mergers and joint ventures; difficulties or delays in manufacturing; and other risks and uncertainties listed in the company's filings with the Securities and Exchange Commission (the "SEC"), including the company's Form 10-K filed with the SEC on Aug. 29, 2017, to which your attention is directed. You should not place undue reliance on these forward-looking statements, which speak only as of the date hereof, and the company undertakes no obligation to update these forward-looking statements to reflect subsequent events or circumstances.